

八木南団地地区乗合タクシーに関する説明会 補足一覧

番号	補足事項	市からの補足
補足1	利用者の制限について	乗合タクシーは公共交通であり、「誰でも利用できる」ことが重要と考えています。そのため、八木南団地にお住まいの方以外も利用することが可能です。
補足2	タクシーの台数と、定員オーバー時の対応について	実証実験の開始時点では、タクシー1台で実験を行うため、定員を超える利用者については「次便」（30分後）の乗車となる点についてご承知おきください。
補足3	登録カードについて	登録カードを発行する理由は、乗合タクシーの利用状況を市が検証するためです。 例えば、どのような年代の方がどのくらい使っているかなどを検証するための材料とさせていただきます。 本格運行開始時のカード発行については、今後検討します。
補足4	今回保留とした質疑について	今回、「保留となっている質疑」への回答については、近日中に自治会の回覧を通じて皆様にお知らせさせていただく予定です。